

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果について(平成25年3月現在)

資料 7

火災等の概要※

※平成25年2月福山市等「建築物の防火・避難の安全性を確保するための指針」をもとに作成

(1) 火災の概要

発生日時:平成24年5月13日(日) 覚知6時58分
発生場所:広島県福山市西桜町1-12-24 ホテル・プリンス
被害者:死者7人、負傷者3人

(2) 建物の概要

構造:鉄筋コンクリート造4階建及び木造2階建
用途:ホテル
延べ面積:1,361㎡
建築経過:昭和35年 木造の旅館を新築
昭和43年 鉄筋コンクリート造のホテルを新築

(3) 建築基準法に適合していない項目

- ・構造制限(木造部分が耐火建築物になっていない)
- ・竪穴区画(階段の区画なし(防火戸が設置されていない)・配管用のスペースが区画されていない)
- ・異種用途区画(1階駐車場とホテルを仕切る戸が防火戸になっていない)
- ・内装制限(各部屋の天井が燃えにくい材料になっていない)
- ・階段の幅員(幅98cmの部分があり不足している)
- ・排煙設備(居室・廊下に有効な開口部が不足)
- ・非常用照明装置(居室・廊下に設置されていない)

ホテル・旅館等における違反是正の経緯

- ・広島県福山市のホテル火災を受けて緊急点検を実施し、その後もフォローアップ調査を実施。
- ・フォローアップ調査結果(平成25年3月26日公表、平成25年1月31日時点)

	件数
建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館(3階以上(地階を除く)であり、昭和46年以前に新築されたもの)の件数	1,797件
建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	859件
是正指導を行ったものの件数	859件
是正済のものの件数	110件

対応

国土交通省より、関係特定行政庁に対して、未是正物件に対する是正指導を徹底するよう改めて依頼したところ。

福山市における建築物の防火・避難の安全性を確保するための取組み

※平成25年2月福山市等「建築物の防火・避難の安全性を確保するための指針」をもとに作成

安心・安全のまちづくりのための行政のあり方と講じるべき施策

(1) 行政のあり方

「現行の法的枠組みで規定されている行政の役割を厳格に果たすことを基本」とする。

(2) 講じるべき施策

- ・定期報告制度の徹底
- ・定期報告制度を補完する防災査察の充実・強化
- ・違反建築物に対する是正指導の徹底
- ・既存不適格建築物の現状把握の徹底
- ・関係機関との連携強化
- ・公表のあり方

(消防関係)

- ・火災予防査察を通じた指導の徹底
- ・立入検査の充実
- ・違反防火対象物に対する是正指導の徹底

行政として

市民が安心して安全に施設を利用するために、関係行政機関、団体等との連携を強化し、行政処分を視野に入れた毅然とした態度で対応する

建築物の所有者等に対して

制度等の周知を徹底し、継続的な指導等を実施して、自らの責務を認識する取組により、建築物の所有者等の意識の醸成等による法令遵守を促す

建築部局が新たに取組む施策

定期報告	定期報告の対象建築物の報告状況を市のHPで公表	定期調査報告の対象建築物の名称及び報告状況を公表することにより、建築物の所有者等に対し、定期報告の提出を促す環境を整備し、報告率の向上を図る。
	定期調査報告を行う資格者の名簿を市のHPへ掲載	定期調査報告を行う資格者を公表することにより、建築物の所有者等に対し、定期報告の提出を促す環境を整備し、報告率の向上を図る。
防災査察	年間の実施計画を策定し、計画的に防災査察を実施	年2回の建築物防災週間に限定することなく、年間の実施計画を策定し、計画的に防災査察を実施する。
違反	行政処分(命令)に移行する判断を行う委員会等の機関を設置	行政処分に移行するにあたり、妥当性、公平性の観点から審議する機関を設ける。委員会等の構成メンバーの中に、建築部局のほかに消防部局、市長部局総務部門(訴訟担当)も参画する。
連携	関係部局と相互の連携を図るため、安心安全連絡会議を設置	建築部局、保健福祉部局、消防部局で構成する連絡会議を設置し、それぞれが情報共有、連携を図ることにより、全庁的な体制で防災査察や違反是正指導を実施する。
公表	建築部局と消防部局が連携し、消防と建築の関係法令に適合した防火対象物について、HP上で公表	公表の対象となる防火対象物全てに、毎年立入検査を実施し、消防関係法令及び建築基準法(建築構造、防火区画、階段)に適合すると認める防火対象物について、消防組合、福山市等のHP上で公表し、適合継続年数を記載する。